

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成27年8月11日

【四半期会計期間】 第11期第2四半期(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

【会社名】 アトラ株式会社

【英訳名】 artra corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 久世 博之

【本店の所在の場所】 大阪市西区立売堀四丁目6番9号

【電話番号】 06-6533-7622 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 田中 雅樹

【最寄りの連絡場所】 大阪市西区立売堀四丁目6番9号

【電話番号】 06-6533-7622 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 田中 雅樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第11期 第2四半期 累計期間	第10期
会計期間		自 平成27年1月1日 至 平成27年6月30日	自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日
売上高	(千円)	1,028,245	1,490,027
経常利益	(千円)	103,318	68,673
四半期(当期)純利益	(千円)	58,790	27,604
持分法を適用した場合の投資損益	(千円)	-	-
資本金	(千円)	288,280	288,280
発行済株式総数	(株)	2,600,000	2,600,000
純資産額	(千円)	605,303	546,361
総資産額	(千円)	1,900,239	1,625,723
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	22.61	14.28
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	21.08	14.23
1株当たり配当額	(円)	-	-
自己資本比率	(%)	31.8	33.6
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	22,691	76,218
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	92,228	3,136
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	97,315	550,038
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	1,183,798	1,201,403

回次		第11期 第2四半期 会計期間
会計期間		自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	20.78

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
- 4 当社は、平成26年8月1日付で、普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。
- 5 当社は、第10期第2四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第10期第2四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定、または、締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

なお、当社は前第2四半期累計期間について四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 業績の状況

当第2四半期累計期間における我が国経済は、政府による経済政策などにより企業業績や雇用環境に緩やかな回復基調がみられましたが、不安定な海外情勢の影響もあり、なお不透明な状況が続いております。

鍼灸接骨院業界におきましては、柔道整復師、はり師・きゅう師の有資格者が順調に増加しており、新規開業数も順調に推移しております。

このような状況のもと、当社では「ほねつぎチェーン」の契約件数が順調に推移しており、また、鍼灸接骨院向けの新規機材の発掘を積極的に行い、当第2四半期累計期間において新たに取扱いを開始した機材の販売が順調に推移いたしました。また、HONEY-STYLE利用院、アトラ請求サービス会員数も順調に増加いたしました。

以上の結果、当第2四半期累計期間における売上高は1,028,245千円、営業利益89,167千円、経常利益103,318千円、四半期純利益58,790千円となりました。

当社は鍼灸接骨院支援事業の単一セグメントであるためセグメント別の記載はしていませんが、支援内容別の概要は以下のとおりであります。

・ほねつぎチェーン

当第2四半期会計期間末におけるほねつぎチェーン加盟院数は前事業年度末から6院増加し52院となりました。各種展示会への出店やWEB広告等の効果及び既存オーナー等からの紹介などにより契約件数は順調に推移いたしました。

以上の結果、売上高は342,377千円となりました。

・HONEY-STYLE

鍼灸接骨院の口コミノ予約システムであるHONEY-STYLEにおきましては、当第2四半期会計期間末における利用院数は前事業年度末から27院増加し、449院となりました。また、HONEY-STYLE会員数は前事業年度末から24,027名増加し、193,118名となりました。HONEY-STYLE会員数の増加も寄与し、取扱商品の販売が順調に推移いたしました。また、鍼灸接骨院向けのセミナーを積極的に開催いたしました。

以上の結果、売上高は157,115千円となりました。

・アトラ請求サービス

鍼灸院・接骨院の開業が順調に推移していることから、新規開業先への積極的な営業展開により新規契約先が順調に増加しており、当第2四半期会計期間末における会員数は前事業年度から222会員増加し1,531会員となりました。会員数の増加に伴い療養費請求代行処理件数も安定的に推移いたしました。

以上の結果、売上高は134,873千円となりました。

・機材、消耗品販売

機材販売につきましては、新規開業先への積極的な営業展開に加え、新たに取り扱いを開始した機材の販売が好調に推移いたしました。また、消耗品販売につきましては、HONEY-STYLE利用院数及びアトラ請求サービス会員数が順調に増加しており、それぞれの利用院及び会員が利用できるECサイトによる売上が順調に推移いたしました。

以上の結果、売上高は290,199千円となりました。

・鍼灸接骨院経営コンサルティング

引き続き、柔道整復師、はり師・きゅう師、あん摩マッサージ指圧師等有資格者に対する経営コンサルティングやスタッフ教育などの指導を行っており、売上高は58,621千円となりました。

・介護支援、その他

新規加盟店立ち上げによる加盟売上及び既存加盟店ロイヤリティ収入の安定確保に努めた結果、売上高は45,058千円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期会計期間末における資産合計は、前事業年度末に比し274,515千円増加し、1,900,239千円となりました。これは主に売掛金が175,741千円、有形固定資産が48,362千円、投資有価証券が25,000千円それぞれ増加したことによります。

当第2四半期会計期間末における負債合計は、前事業年度に比し215,573千円増加し、1,294,936千円となりました。これは主に長期借入金が131,917千円、買掛金が52,171千円それぞれ増加したことによります。

当第2四半期会計期間末における純資産合計は、前事業年度末に比し58,942千円増加し、605,303千円となりました。これは主に四半期純利益の計上により利益剰余金が58,790千円増加したことによります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物は、前事業年度末に比べ17,604千円減少し、1,183,798千円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、22,691千円の支出となりました。これは主に税引前四半期純利益が103,318千円及び仕入債務の増加が52,171千円あったものの、売上債権の増加が175,741千円あったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、92,228千円の支出となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出が58,147千円及び投資有価証券の取得による支出が25,000千円あったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、97,315千円の収入となりました。これは主に長期借入れによる収入が270,000千円あったものの、短期借入金の減少が70,000千円及び長期借入金の返済による支出が100,583千円あったことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,600,000
計	7,600,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成27年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成27年8月11日)	上場金融商品取引所 名また登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,600,000	2,600,000	東京証券取引所 マザーズ	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,600,000	2,600,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成27年6月11日
新株予約権の数(個)	840(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	84,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,115(注)2
新株予約権の行使期間	自 平成28年4月1日 至 平成31年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,115 資本組入額 1,058(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は、100株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

- 2 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} + 1 \text{株当たり払込価格}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の発行を当社取締役会で決議した平成27年6月11日の前日の東京証券取引所における当社株価の終値と同額の金2,115円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- 3 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、平成27年12月期における当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、営業利益が260百万円以上となった場合にのみ、割当てを受けた本新株予約権を行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用者であることを要する。ただし、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

- 4 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

- 5 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記4に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成27年6月30日	-	2,600,000	-	288,280	-	314,595

(6) 【大株主の状況】

平成27年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
一般社団法人みどり会	大阪市西区千代崎一丁目7番3号	1,235	47.50
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	200	7.70
久世 博之	大阪市西区	138	5.31
塩中 一成	和歌山県岩出市	120	4.62
片田 徹	堺市堺区	120	4.62
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋橋茅場町一丁目3番2号	66	2.56
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任 代理人 株式会社三菱東京UFJ銀 行決済業務部)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	55	2.13
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	46	1.77
グローバル・タイガー・ファン ド4号投資事業有限責任組合	東京都港区浜松町一丁目30番5号浜松町スク エア14階	44	1.72
田中 克典	大阪府東大阪市	40	1.54
柚木 孝夫	大阪市城東区	40	1.54
計	-	2,105	80.99

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,599,400	25,994	権利内容に何ら限定のない当社にお ける標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 600		
発行済株式総数	2,600,000		
総株主の議決権		25,994	

【自己株式等】

平成27年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期累計期間(平成26年1月1日から平成26年6月30日まで)においては、四半期財務諸表を作成していないため、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書に係る比較情報は記載しておりません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成27年1月1日から平成27年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当第2四半期会計期間 (平成27年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,201,403	1,183,798
売掛金	125,075	300,816
商品	17,710	26,553
仕掛品	6,512	6,097
貯蔵品	640	3,514
その他	58,104	52,081
貸倒引当金	3,919	52
流動資産合計	1,405,527	1,572,810
固定資産		
有形固定資産	138,618	186,980
無形固定資産	37,778	42,635
投資その他の資産		
その他	74,592	128,606
貸倒引当金	30,792	30,792
投資その他の資産合計	43,799	97,813
固定資産合計	220,196	327,429
資産合計	1,625,723	1,900,239
負債の部		
流動負債		
買掛金	37,369	89,540
短期借入金	70,000	-
1年内返済予定の長期借入金	52,656	90,156
未払法人税等	18,330	42,202
収納代行預り金	566,226	572,405
賞与引当金	2,240	2,660
ポイント引当金	6,017	7,550
その他	168,118	195,189
流動負債合計	920,958	999,703
固定負債		
長期借入金	117,957	249,874
退職給付引当金	6,332	8,922
資産除去債務	21,204	24,473
その他	12,909	11,962
固定負債合計	158,404	295,232
負債合計	1,079,362	1,294,936
純資産の部		
株主資本		
資本金	288,280	288,280
資本剰余金	314,595	314,595
利益剰余金	56,514	2,275
自己株式	-	116
株主資本合計	546,361	605,034
新株予約権	-	268
純資産合計	546,361	605,303
負債純資産合計	1,625,723	1,900,239

(2) 【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年6月30日)
売上高	1,028,245
売上原価	644,616
売上総利益	383,628
販売費及び一般管理費	1 294,461
営業利益	89,167
営業外収益	
受取利息	571
受取家賃	2,000
受取手数料	2,654
解約料収入	10,200
その他	1,759
営業外収益合計	17,185
営業外費用	
支払利息	1,568
賃貸費用	1,141
その他	323
営業外費用合計	3,033
経常利益	103,318
税引前四半期純利益	103,318
法人税、住民税及び事業税	40,247
法人税等調整額	4,281
法人税等合計	44,528
四半期純利益	58,790

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

		(単位：千円)
		当第2四半期累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益		103,318
減価償却費		18,663
貸倒引当金の増減額(は減少)		3,866
賞与引当金の増減額(は減少)		420
退職給付引当金の増減額(は減少)		2,589
ポイント引当金の増減額(は減少)		1,532
受取利息及び受取配当金		571
支払利息		1,568
売上債権の増減額(は増加)		175,741
たな卸資産の増減額(は増加)		11,301
立替金の増減額(は増加)		2,766
仕入債務の増減額(は減少)		52,171
前受金の増減額(は減少)		1,052
収納代行預り金の増減額(は減少)		6,178
その他		361
小計		6,390
利息及び配当金の受取額		570
利息の支払額		1,576
法人税等の支払額		15,295
営業活動によるキャッシュ・フロー		22,691
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出		58,147
無形固定資産の取得による支出		11,140
投資有価証券の取得による支出		25,000
貸付金の回収による収入		15,136
敷金及び保証金の差入による支出		13,078
投資活動によるキャッシュ・フロー		92,228
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)		70,000
長期借入れによる収入		270,000
長期借入金の返済による支出		100,583
リース債務の返済による支出		2,253
新株予約権の発行による収入		268
自己株式の取得による支出		116
財務活動によるキャッシュ・フロー		97,315
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		17,604
現金及び現金同等物の期首残高		1,201,403
現金及び現金同等物の四半期末残高	1	1,183,798

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な品目及び金額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年6月30日)
役員報酬	50,690
給与及び手当	68,798
広告宣伝費	30,813
減価償却費	4,692
貸倒引当金繰入額	3,827
賞与引当金繰入額	686
退職給付費用	1,893
ポイント引当金繰入額	5,059

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び預金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年6月30日)
現金及び預金	1,183,798
現金及び現金同等物	1,183,798

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間(自平成27年1月1日 至平成27年6月30日)

- 1 配当金支払額

該当事項はありません。

- 2 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間(自平成27年1月1日 至平成27年6月30日)

当社は単一セグメントであるため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	22円61銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	58,790
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	58,790
普通株式の期中平均株式数(株)	2,599,964
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	21円08銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	188,537
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	平成27年6月11日取締役会決議の新株予約権840個(84,000株) これらの詳細については、第3提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

当社は、平成27年7月29日開催の取締役会において株式分割による新株式の発行を行う旨の決議をしております。当該株式分割の内容は、次のとおりであります。

1 目的

株式分割により、投資単位あたりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の確保を目的とするものであります。

2 分割の方法

平成27年8月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を1株につき3株の割合をもって分割します。

3 分割により増加する株式数

普通株式5,200,000株

4 当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における(1株当たり情報)の各数値

	当第2四半期累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	7円54銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	7円03銭

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 8月 5日

アトラ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 村 猛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 川 賢

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアトラ株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第11期事業年度の第2四半期会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成27年1月1日から平成27年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、アトラ株式会社の平成27年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。